

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定したので、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 135 条の 3 第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	所在地	物品の名称	物品の内容
株式会社ジャパン緑化 代表取締役社長 小林 清	鳥取市鹿野町鷲峯 234	E-ソイル、 E-パレットシ ステム	土壌改良剤、簡易式屋上緑化シ ステム